

健発 0 7 1 7 第 2 号
平成 2 7 年 7 月 1 7 日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

理容師法及び美容師法の運用について

理容師法第 1 条の 2 第 1 項に規定する理容の行為及び美容師法第 2 条第 1 項に規定する美容の行為の範囲については、昭和 5 3 年 1 2 月 5 日環指第 1 4 9 号厚生省環境衛生局長通知に基づき運用してきたところであるが、近年における利用者の社会風俗の変化等に伴い、今後は下記により運用することとしたので、この旨十分御了知のうえ、貴管下営業者に対する指導等を行われたい。

なお、昭和 5 3 年 1 2 月 5 日環指第 1 4 9 号厚生省環境衛生局長通知は廃止する。

記

- 1 理容又は美容には、それぞれ理容師法第 1 条の 2 第 1 項又は美容師法第 2 条第 1 項に明示する行為のほかこれに準ずる行為が一定の範囲内で含まれるものであり、理容師又は美容師は、それぞれこれらの行為を業として行い得るものであること。
- 2 1 の趣旨にもとづき、理容師又は美容師が行い得る範囲等については、次により取り扱うこととする。
 - (1) 理容師がパーマネントウェーブを行うことは差し支えないこと。
 - (2) 美容師がカットイングを行うことは差し支えないこと。
 - (3) 染毛は、理容師法第 1 条の 2 第 1 項及び美容師法第 2 条第 1 項に明示する行為に準ずる行為であるので、理容師又は美容師でなければこれを業として行ってはならないこと。